

介護予防・日常生活支援総合事業における指定更新の手続きについて

1. 指定更新の有効期間は6年間

現在受けている指定の有効期間満了後も引き続きサービスを提供する場合は、更新申請が必要です。「指定通知書」又は「指定更新通知書」に記載の「指定の有効期間満了日」をご確認の上、申請の漏れや遅れのないようご注意ください。

☞ポイント：他のサービス(訪問介護、通所介護等)とは別に申請が必要です。また、更新時期が異なる場合もありますので、それぞれのサービスごとに更新時期を正確に把握し、ご準備をお願いします。

2. 申請にあたっては「指定更新申請に係る提出書類一覧」(資料1-1、1-2)を確認

下記提出書類に文言等の誤りや記載漏れがないか、合わせてご確認をお願いします。

No.	書類名	留意点
1	申請者(法人)の登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> 「事業目的」に介護予防・生活支援サービス事業についての記載が必要です。記載例は下記のとおりです。 例) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業 介護保険法に基づく第一号事業 介護保険法に基づく第一号訪問事業 介護保険法に基づく第一号通所事業 原則、申請日より3か月以内に発行された<u>原本</u>の提出が必要です。
2	運営規程	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防・生活支援サービス事業における訪問型サービス又は通所型サービスに関する文言が漏れていないかご確認ください。 付表と運営規程の内容に相違がないかご確認ください。 料金表については、新宿区の費用算定の考え方にに基づき正しく作成いただく必要があります。「新宿区における介護予防・日常生活支援総合事業(介護予防・生活支援サービス事業)」(資料2)をご参照ください。
3	平面図・写真	<ul style="list-style-type: none"> 指定(更新)申請時からレイアウトが変更されていなくても、新たに撮影したものをご提出ください。
4	勤務形態一覧表	<ul style="list-style-type: none"> 指定更新月の一覧表(予定)をご提出ください。

5	介護予防・日常生活支援 総合事業費算定に係る 体制等状況一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定更新月から加算の変更がある場合は、一覧表のみでなく「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書」も合わせてご提出ください。
---	---------------------------------------	---

3. 未提出の変更届出がないか確認

「変更事項別提出書類一覧」(資料3-1、3-2)をご参照の上、前回の指定(更新)申請時から必要な変更届出を提出しているか確認してください。変更届出の提出漏れが判明した場合は、速やかにご提出ください。

☞ポイント：東京都宛の訪問介護、通所介護等について提出済みの場合でも、新宿区宛の総合事業について提出が漏れているケースが散見されますので、ご確認をお願いします。

4. その他注意事項

(1) 更新申請後の変更

更新申請書類提出から指定更新年月日までの間に申請内容に変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。

(2) 更新しない場合

廃止届の提出が必要です。お早めにご連絡ください。

5. 関連ページ

➤ 各届出、提出物について

新宿区ホーム>くらし>福祉・介護>高齢者福祉>介護予防・日常生活支援総合事業
>介護予防・生活支援サービス事業の事業者向け情報

https://www.city.shinjuku.lg.jp/fukushi/ks_index180901.html

➤ 費用の算定について

新宿区ホーム>くらし>福祉・介護>高齢者福祉>介護予防・日常生活支援総合事業>
介護予防・生活支援サービス事業の事業者向け情報

>訪問型・通所型サービスの単位数・サービスコード・過誤申立

https://www.city.shinjuku.lg.jp/fukushi/korei02_002028.html

《提出先・問合せ先》

〒160-8484

東京都新宿区歌舞伎町 1-4-1

新宿区福祉部地域包括ケア推進課介護予防係 事業所指定担当

TEL 03-5273-4568(直通)

FAX 03-6205-5083